

香川県における暴力団排除施策の実施方針

～県、市町、関係機関及び関係団体並びに県民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で暴力団排除を推進～

項目	実施方針	備考	
県 の 取 組	県の事務・事業からの排除	県は、県の事務・事業により暴力団を利用することとならないよう、県が行う公共工事・物品の買入れ・公の施設の利用のほか、あらゆる事務・事業から暴力団を排除します。 そのため、担当者同士の連絡協議の場を設け、暴力団排除に必要な情報の共有に努めます。	香川県暴力団排除推進条例第8条
	青少年の健全育成・安全確保	県は、青少年が暴力団へ加入し、暴力団からの被害を受けることを防止するため、暴力団の実態などの資料を配付し、警察職員による青少年を対象とした講習会を行うなど、学校・地域・職域などあらゆる場において、指導・啓発を行い、また、青少年の育成に携わる者が適切に指導・助言ができるよう必要な情報の提供を行います。 保護対象施設の敷地又は予定地周囲 200メートルの区域内において暴力団事務所を新たに開設し、又は運営することを禁止します。	同第17・18条
	暴力団排除通報に対する措置	県は、共生者、暴力団関係企業などに関する情報の提供を行った方を保護するため、事業者に対して、情報を通報した従業員の解雇などの不利益な取扱いを禁止します。	同第10条
	情報の提供	県は、県民などに対し、暴力団排除活動に必要な暴力団に関する情報をあらゆる機会を通じて積極的に提供します。	同第11・12・14・17・24条
	訴訟の支援	県は、暴力団、暴力団員などに対する訴訟を提起し、又は提起しようとしている方に対して、弁護士を紹介するなど訴訟活動に必要な支援を行います。	同第12条
	保護対策	県は、暴力団から被害を受けるおそれのある方に対して、危害の未然防止のため、通報装置の貸出し、警察官による警戒などの措置をとります。	同第9条
	広報・啓発	県は、県民などが暴力団排除の重要性について関心と理解を深めるため、年1回「暴力団排除推進旬間」を定め暴力団排除活動を集中的に行うほか、県警ホームページによる条例に関する情報などの掲載、ポスター・パンフレットの配布などの必要な広報・啓発活動を行います。	同第13条
市町 に 対 する 協 力	市町に対する情報の提供・協力	県は、市町が実施する暴力団排除施策のために必要な暴力団の情報の提供などの支援を行い、市町の事務・事業が暴力団を利用することとならないよう、公共工事などから暴力団排除が行えるよう協力します。	同第14条
県民・事業者 の 取 組 に 対 する 支 援	暴力団排除活動への支援	県は、県民などが暴力団排除活動に自主的かつ相互の連携協力を図って暴力団排除活動に取り組めるよう、暴力団排除に必要な情報の提供や資機材の貸出しなどの支援を行います。	同第11条
	暴力団排除活動推進地区・団体の指定と支援	県は、公安委員会が指定する暴力団排除活動推進地区・団体に対し、活発な活動を継続させるための指導・助言、暴力団の情報の提供など手厚い支援を行います。また、暴力団事務所が所在する地域に対して、住民に対する保護対策を強化するとともに、地区・団体指定に向け積極的な働きかけを行います。	同第16条
国の 機 関 と の 連 携	公共事業などからの暴力団排除	県は、国の機関が行う事業からの暴力団排除に係る施策を連携して行います。	各省庁と警察庁との協定に基づく施策
	離脱支援	県は、国の矯正機関・暴追センターと連携し、暴力団組織からの離脱促進、社会復帰のための支援を行います。	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第28条